

平成25年2月12日  
第2462号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 告 示

- 市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正（44・市町村課）……………1
- 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の変更申請の取下げ（45・市町村課）……………1
- 地籍調査成果の認証（46・農山村振興課）……………1
- 公共測量終了の通知（47・建設政策課）……………2
- 都市計画事業の変更の認可の告示があった旨の公告（48・下水道課）……………2
- 公有水面埋立免許願書の提出（49・港湾空港課）……………2
- 建設業の許可の取消し（50・秋田地域振興局総務企画部）……………3
- 建設業の許可の取消し（51・仙北地域振興局総務企画部）……………3

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）……………4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）……………4
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（財産活用課）……………5
- 土地改良区の役員の就任の届出（秋田地域振興局農林部）……………5
- 県営土地改良事業計画の決定（由利地域振興局農林部）2件……………6

### 選挙管理委員会告示

- 公職選挙執行規程の一部を改正する規定（4）……………6

### 収用委員会公示送達

- 土地収用事件裁決書の公示送達 2件……………7

## 告 示

### 秋田県告示第44号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等（平成24年秋田県告示第184号）の一部を次のように改正し、平成25年2月1日から適用する。

平成25年2月12日

秋田県知事 佐竹敬久

第1第60号の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	大館市、由利本荘市、大仙市、にかほ市	平成18年4月1日
2	三種町	平成18年10月1日

### 秋田県告示第45号

平成24年秋田県告示第566号で公表した秋田県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、平成25年1月17日付けで許可申請が取り下げられたので、告示する。

平成25年2月12日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県告示第46号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査成果を認証したので、同条第4項の規定に基づき、公告する。

平成25年2月12日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1(1) 調査を行った者の名称  
山本郡藤里町
- (2) 成果の名称

山本郡藤里町の地籍図及び地籍簿

- (3) 測量及び調査を行った地域  
山本郡藤里町大字粕毛の一部
- (4) 実施年度及び認証面積  
平成21年度及び平成22年度  
0.68平方キロメートル
- (5) 認証年月日  
平成25年2月4日

- 2(1) 調査を行った者の名称  
由利本荘市
- (2) 成果の名称  
由利本荘市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域  
由利本荘市大字鳥海町栗沢の一部
- (4) 実施年度及び認証面積  
平成23年度  
0.24平方キロメートル
- (5) 認証年月日  
平成25年2月4日

#### 秋田県告示第47号

平成24年秋田県告示第454号の公共測量について、平成24年11月20日終了した旨由利本荘市長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年2月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 秋田県告示第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年2月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
昭和57年建設省告示第79号大曲都市計画及び角館都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道（大曲処理区）
- 2 施行者の名称  
秋田県
- 3 事務所の所在地
- (1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設部下水道課
- (2) 大仙市大曲上栄町13番地62号 仙北地域振興局建設部
- 4 事業地の所在
- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 変更なし

#### 秋田県告示第49号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許願書の提出があったので、同法第3条第1項の規定に基づき、次のとおりその要領を告示し、願書及び関係書類を縦覧に供する。

平成25年2月12日

能代港港湾管理者 秋田県

代表者 秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 願書の要領
- (1) 埋立出願人の住所氏名
- ア 出願人住所 秋田市山王四丁目1番1号
- イ 出願人名称 秋田県
- ウ 代表者住所 秋田市山王四丁目1番1号

エ 代表者氏名 秋田県知事 佐 竹 敬 久

(2) 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

ア 埋立区域

位置 秋田県能代市河戸川字西山下5番1の地先公有水面

区域 次の①の地点から③の地点までを順次に直線で結んだ線、③の地点と④の地点を結ぶ平成24年の秋分の満潮位 (D.L.+0.45m) における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と④の地点を結ぶ昭和56年11月25日付け秋田県指令港-10の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線 (D.L.+0.41m (昭和55年の秋分の満潮位) により決定) により囲まれた区域

①の地点 基点A (能代港南防波堤灯台 北緯40度12分49秒、東経139度59分39秒) (以下「基点」という。) から195度12分44秒3,446.41メートルの地点

②の地点 ①の地点から191度46分39秒315.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から101度46分39秒811.09メートルの地点

④の地点 ③の地点から356度01分41秒324.37メートルの地点

面積 241,040.31平方メートル

イ 埋立てに関する工事の施行区域

位置 秋田県能代市河戸川字西山下5番1、5番2、5番3、6番及び1番1の地内並びに同市同字西山下5番1の土地に接する国有海浜地及び地先公有水面

区域 次の各地点を順次直線で結んだ線及びイの地点とホの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

イの地点 基点から195度12分44秒3,446.41メートルの地点

口の地点 イの地点から282度00分00秒150.00メートルの地点

ハの地点 口の地点から191度46分39秒465.58メートルの地点

ニの地点 ハの地点から101度46分39秒1,146.69メートルの地点

ホの地点 ニの地点から11度46分39秒461.13メートルの地点

面積 531,325.22平方メートル

(3) 埋立地の用途 製造業用地

2 願書及び関係図書の縦覧の期間及び場所

(1) 出願の年月日 平成25年2月8日

(2) 縦覧期間 平成25年2月12日から同年3月4日まで (秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第29号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

(3) 縦覧場所 建設部港湾空港課及び同部能代港湾事務所並びに能代市行政情報コーナー

秋田県告示第50号

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年2月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成25年2月5日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社ファーストエーティー

秋田市外旭川八柳三丁目15番17号

代表取締役 舘 岡 重 敏

秋田県知事許可 (般-20) 第40558号

3 処分の内容

建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成25年2月4日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第51号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年2月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成25年1月24日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
伊藤建築設計研究所  
大仙市大曲若葉町2番58号  
伊 藤 健  
秋田県知事許可（般-19）第60051号
- 3 処分の内容  
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成25年1月24日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年2月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日  
平成25年1月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 あきたDreamWay
- 3 代表者の氏名  
松 橋 珠 里
- 4 主たる事務所の所在地  
秋田市土崎港中央一丁目16番34号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、不特定かつ多数の者に対して地域環境を活用することにより、人材発掘、人との出会いによる新たな可能性の開拓の場を提案、提供し地域経済活性化、社会教育・まちづくりの推進、県内で活躍中の学術・文化・スポーツ選手の振興、環境の保全及び浄化、国際協力及び子どもの健全育成に関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年2月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日  
平成24年1月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 子育て・高齢者介護サポート「ばっけの会」
- 3 代表者の氏名  
松 村 康 子
- 4 主たる事務所の所在地  
秋田市南通亀の町1番25号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、少子高齢化の進んだ現代社会において、行政の隙間である0才から3才までのお子様とその保護者、幼稚園・保育園等の待機児童とその保護者に対しての子育て支援と地域の高齢者が生き生きと安心して生活が出来る街づくりをめざし老若男女が共にふれあう集いの場の形成。並びに介護が必要な高齢者、一人暮らしの高齢者には訪

問介護による福祉の向上を図り、男女共同参画の意識啓発を推進し、子育て・高齢者介護の援助活動を通して男女の差別なく男女共同参画社会の形成を目指し、21世紀の新たなまちづくりの推進をする。実践活動を通して、人間性豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 6 定款の変更内容

- (1) 職務
- (2) 総会の権能
- (3) 総会の開催
- (4) 理事会の開催
- (5) 定款の変更

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年2月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

### 1 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所 在 地	地目等	面 積 (㎡)	予定価格 (円)
1	秋田市榑山南中町273番3	宅地	613.05	18,500,000

### 2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
1	出納局財産活用課 調整・財産管理班（電話018-860-2735） 郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番 1号	平成25年2月12日（火）から同年3月13日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

### 3 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	平成25年3月14日（木）午前10時

### 4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。）

### 5 入札参加申込みに必要な書類等

- (1) 個人の場合  
住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）
- (2) 法人の場合  
法人の登記事項証明書

### 6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

### 7 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

### 8 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

### 9 その他

詳細に関しては、出納局財産活用課（電話018-860-2735）に照会のこと。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、馬場目川水系土地改良区から次のとおり役員の就

任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年2月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 就任理事の住所及び氏名

五城目町馬場日字寺庭60番地	石 井 光 雅
〃 〃 字杉沢上台113番地	石 川 悦 運
〃 〃 字門前20番地	石 井 稔
〃 〃 字杉沢49番地1	石 川 和 雄
〃 〃 字帝釈寺27番地	宮 川 東 典
〃 大川西野字中谷地56番地2	加 藤 孝 一 郎
〃 大川谷地中字谷地17番地2	佐 藤 市 夫
〃 大川石崎字沼田5番地	加 藤 光 儀
〃 大川大川字西屋布86番地2	八 柳 嘉 藏
〃 〃 字小中島5番地	八 柳 三 郎
井川町今戸字道下潟端69番地2	遠 藤 清 孝
〃 北川尻字海老沢後20番地	鷲 谷 忠

2 就任監事の住所及び氏名

五城目町上樋口字切通59番地	鳥 井 克 己
〃 大川西野字西野108番地	小 玉 賢 一
〃 馬場日字蓬内台18番地10	宮 城 吉 太 郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、由利本荘市川口字家ノ後357番地 三浦和則ほか16名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年2月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（柴野地区農地集積加速化基盤整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成25年2月13日から同年3月12日まで
- 3 縦覧場所 由利本荘市農林水産部農山漁村振興課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、由利本荘市鳥海町伏見字久保100番地3 佐藤和行ほか26名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年2月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（平根地区農地集積加速化基盤整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成25年2月13日から同年3月12日まで
- 3 縦覧場所 由利本荘市鳥海総合支所産業課

選挙管理委員会告示

秋選管告示第四号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十五年二月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和二十四年秋選管告示第一号）の一部を、次のように改正する。

別表第二中

介護付有料老人ホーム ムゼリオン	秋田市外旭川字三後田百八十四番地	を
---------------------	------------------	---

介護付有料老人ホーム ムクグリーン	秋田市外旭川字三後田百八十四番地
介護付高齢者優良賃貸住宅ほのか	秋田市広面字糠塚百二番地

に改める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項及び第2項により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当収用委員会事務局（秋田県建設部建設政策課）に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成25年3月4日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成25年2月12日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

## 1 事件名

県道秋田天王線改築工事（秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼地内）及びこれに伴う一般国道7号交差点工事に係る土地収用事件

## 2 送達すべき書類の名称

平成25年1月24日付け秋収委-145「裁決書」

## 3 送達を受けるべき者

秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼322番6の土地の所有者

(亡) 鎌田ハル子 最後に住民登録された住所 秋田県秋田市寺内後城6番41号 の相続人

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項及び第2項により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当収用委員会事務局（秋田県建設部建設政策課）に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成25年3月4日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成25年2月12日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

## 1 事件名

県道秋田天王線改築工事（秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼地内）及びこれに伴う一般国道7号交差点工事に係る土地収用事件

## 2 送達すべき書類の名称

平成25年1月24日付け秋収委-146「裁決書」

## 3 送達を受けるべき者

秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼322番7の土地の所有者

(亡) 鎌田ハル子 最後に住民登録された住所 秋田県秋田市寺内後城6番41号 の相続人